（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に、「公益法人等」を「公共法人等」に、「第八十一条」を「第八十条」に、「第八十二条」を「第八十一条」に、「第二章　退職年金等積立金に対する法人税」を「第二章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税
第一節　総則（第八十二条―第八十二条の三）
第二節　課税標準（第八十二条の四）
第三節　税額の計算（第八十二条の五）
第四節　申告及び納付等（第八十二条の六―第八十二条の十）
第三章　退職年金等積立金に対する法人税」に、「第三章　青色申告（第百二十一条―第百二十八条）
第四章　更正及び決定（第百二十九条―第百三十七条）」に改める。

第二条第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二　国際最低課税額確定申告書　第八十二条の六第一項（国際最低課税額に係る確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

第二条第三十六号中「から第三十三号まで」を「、第三十一号、第三十二号及び第三十三号」に、「及び」を「並びに」に改める。

第三条中「申告）」の下に「、第八十二条の七（電子情報処理組織による申告）」を加える。

第四条第一項ただし書中「場合又は」を「場合、第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等に属する場合又は」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（内国法人の国際最低課税額の課税）

第六条の二　第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、第五条（内国法人の課税所得の範囲）の規定により課する法人税のほか、各対象会計年度の第八十二条の二第一項（国際最低課税額）に規定する国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課する。

第七条中「範囲）」の下に「及び前条」を加える。

第十三条第二項第一号を次のように改める。

一　内国法人　設立の日（次に掲げる法人については、それぞれ次に定める日）
　イ　新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等　その開始した日
　ロ　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等　当該公益法人等に該当することとなつた日
　ハ　公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等　当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

第十三条第四項中「同項第一号に規定する収益事業を開始した日」を「同項第一号イに定める日」に改める。

第十四条第一項第四号を次のように改める。

四　次に掲げる事実　その事実が生じた日の前日
　イ　公共法人が事業年度の中途において収益事業を行う公益法人等に該当することとなつたこと。
　ロ　公共法人又は公益法人等が事業年度の中途において普通法人又は協同組合等に該当することとなつたこと。
　ハ　普通法人又は協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなつたこと。

第一編第五章に次の一条を加える。

（対象会計年度の意義）

第十五条の二　この法律において「対象会計年度」とは、第八十二条第三号（定義）に規定する多国籍企業グループ等の同条第十号に規定する最終親会社等の同条第一号に規定する連結等財務諸表の作成に係る期間をいう。

第六十一条第一項中「第二条第五項」を「第二条第十四項」に改め、同条第二項中「あつては、」の下に「市場暗号資産（」を加え、「に限る」を「をいう。第六項において同じ。）に限るものとし、特定自己発行暗号資産（当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であつてその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものをいう。同項及び第七項において同じ。）を除く」に改め、同条第三項中「の益金不算入等」及び「の損金不算入等」を削り、同条第六項中「第二項に規定する政令で定めるもの」及び「同項に規定する政令で定めるもの」を「市場暗号資産」に、「限る」を「限るものとし、特定自己発行暗号資産に該当するものを除く」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「資金決済に関する法律第二条第七項に規定する暗号資産交換業を行う者」を「他の者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　内国法人が特定自己発行暗号資産に該当する暗号資産を自己の計算において有する場合において、その暗号資産が特定自己発行暗号資産に該当しないこととなつたときは、政令で定めるところにより、その該当しないこととなつた時において、その暗号資産を譲渡し、かつ、その暗号資産を取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

第六十一条の六第一項中「第六十一条第七項」を「第六十一条第八項」に改め、同条第二項中「第六十一条第八項」を「第六十一条第九項」に改め、同条第四項第二号中「第六十一条第七項」を「第六十一条第八項」に改める。

第二編第一章第一節第十款の款名中「公益法人等」を「公共法人等」に改める。

第六十四条の四第一項中「公益法人等」を「公共法人等」に改め、「）前の収益事業」の下に「（公益法人等が行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加える。

第六十四条の十第六項第四号中「内国法人（」の下に「公共法人又は」を加える。

第六十七条第三項中「第六条第一項（基準法人税額）」を「第六条第一項第一号（基準法人税額等）」に改める。

第七十一条第一項中「公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）」を「公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等」に改める。

第七十四条第一項第三号中「第六十八条」の下に「（所得税額の控除）」を加え、「所得税額等」を「外国税額」に改め、同条第二項中「事業年度」の下に「（当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。）」を加える。

第七十五条の二第十一項第一号中「当該通算法人の」と」の下に「「事業年度を」とあるのは「事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。）を」と」を加える。

第八十一条を削る。

第二編第一章第三節第五款中第八十二条を第八十一条とする。

第百三十条の見出し中「青色申告書」を「青色申告書等」に改め、同条第二項中「又は欠損金額」を「若しくは欠損金額又は内国法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の課税標準」に改める。

第百三十一条中「又は欠損金額の」を「若しくは欠損金額又は内国法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の課税標準の」に改める。

第二編第四章を同編第五章とする。

第百二十二条第二項第三号を次のように改める。

三　次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める日の属する事業年度　同日以後三月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日
　イ　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等　当該公益法人等に該当することとなつた日
　ロ　公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等　当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日